

令和8年度特定地域づくり事業協同組合設立強化事業業務委託
審査基準表

審査項目		審査内容	配点
1	企画・内容	本事業の趣旨や目的を十分に理解しているか。	10 (最高5×2)
2		業務委託仕様書を踏まえた内容で、業務目的が達成される企画となっているか。	15 (最高5×3)
3		参加者の募集方法は、具体的でより多くの参加者を確保できる内容となっているか。	10 (最高5×2)
4	業務遂行能力	本業務を確実に遂行可能な運営体制が確保されているか。	15 (最高5×3)
5		本業務を受託するのにふさわしい専門性や実績を有し、良好か。	20 (最高5×4)
6		本業務を実施するにあたり、関係機関との連携調整を十分に取ることができるか。	10 (最高5×2)
7		業務スケジュールは妥当なものであるか。	5 (最高5×1)
8		個人情報の管理体制、保管連携方法が整っているか。	5 (最高5×1)
9	経済性	経費の積算は経済性が図られたものであるか。 ※(1-(見積額/予定価格))×5(小数点以下四捨五入)	5 (最高5×1)
10	その他	その他創意工夫がみられるか。	5 (最高5×1)
合 計			100

基準点	内容
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣っている
1	劣っている

【審査方法】

- (1) 委員は、各審査項目について審査を行い、5段階で採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計し、最高得点の参加者から優先順位をつける。点数が同点の場合は、以下の順とする。
 - ①最高得点(同点を含む)の採点をした委員数が多い。
 - ②点数で単独最高得点の採点をした委員数が多い。
- (3) (2) でつけた優先順位をもとに、以下①～③をすべて満たす参加者に決定する。
 - ①企画提案競技実施要領で定める参加資格を満たしている。
 - ②委託料の合計が企画提案競技実施要領で示した上限額以内である。
 - ③最低基準点は、委員の総合得点の平均が50点以上とする。
- (4) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数の平均が最低基準点である50点(満点100点×5割)以上となったとき、その参加者を受託候補者として決定する。